

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
小谷村	南小谷地区 (峯集落、蕨平集落、土倉集落、坪山集落、虫尾集落、高車集落、堂の入集落、家の下集落、越戸外集落、立屋・千国集落、元廻集落、黒川集落、池原集落、梨平集落、伊折集落、平間集落、下里瀬集落、沓掛集落)	令和2年10月2日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	129ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	129ha
③地区内における65歳以上の農業者の耕作面積の合計	62ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	62ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	62ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

今後認定農業者及び集落営農組織が引き受ける意向のある耕作面積が多く存在しているが、認定農業者及び集落営農組織の構成員について、65歳以上の構成員も多く若い構成員の確保が必要となっている集落が多い。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

峯集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うこととしており、その他入作希望の中心経営体の受入も促進する。

蕨平集落の水田利用は、現農業者から次世代への経営移譲を進めている。また、農地利用について中心経営体である認定農業者1経営体が担うこととしている。経営移譲後の次世代と中止経営体で水田利用を管理・対応する。

土倉集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体及び集落営農組織1組織で担っているが、集落営農組織の高齢化が進んでいるため、次世代構成員の確保への対応が必要となる。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

坪山集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織1組織で担っている。集落営農組織内に次世代構成員等も多いため、今後農地集約を推進していく。

虫尾集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体及び集落営農組織1組織で担っており、全体農地面積の8割を認定農業者2経営体に集積している。集落営農組織と連携を図り、今後の農地利用について検討していく。

高車集落は、農業従事者が少なく、大部分を65歳以上が実施してるが、農地利用については大部分が未検討地域である。中心経営体の受入等を検討する必要がある地域である。

堂の入集落の農地利用は、後継者育成に力を入れており、中心経営体である認定農業者2経営体が入り行っている。高齢化に伴い後継者育成や担い手への農地集積が進んでいる地域でもあるため、今後も農地利用については後継者等含め検討していく。

家の下集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っている。高齢化率も低く、後継者が主要となり実施してる箇所も多いため、今後の農地集積をさらに検討していく。

越戸外集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体で担っており、後継者育成にも力を入れているため、高齢化率も低く、今後も引き続き農地利用を検討できる地域となっている。

立屋・千国集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体への農地集積を検討している。平成31年度まで県営中山間事業の圃場整備を実施しており、今年度より認定農業者への農地集積を推進している。

元廻集落は立屋・千国集落と同様で、中心経営体である認定農業者1経営体への農地集積を推進していく。

黒川集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織1組織で担っており、荒廃農地復旧を進めてきた集落であり、水田からの転作作物も含め集落の担い手として集落営農が大部分取り組んでいるため、農地集積をさらに検討していく。

池原集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織1組織で担っており、荒廃農地復旧や農地集積を推進してる集落である。転作作物も推進や、農作業の受託等を行っており地区で一体となって推進している。今後さらに農地集積を検討していく。

梨平集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織1組織で担っているが、高齢化率が半数以上となっており、後継者育成が課題となっている。

伊折集落の農地利用は、地区が一体となって営農組織を経営しており、農地利用について常に検討している。しかし、担い手が不足していることもあり、荒廃農地復旧や農地集積について今後検討していく。

平間集落は、農業従事者が少なく、大部分が65歳以上の面積となっている。しかし、近年では後継者育成に力を入れており、外部の農業者受入も実施している。今後は、現在ある農地利用の検討が必要となる。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

下里瀬集落の農地利用は、高齢者率が高いが、後継者への移譲が進んでいる地域である。今後は中心経営体等の参入も含め検討し、農地集積を検討していく。

沓掛集落の農地利用は、大部分を中心経営体である認定農業者1経営体で担っており、9割以上の農地集積を行うことができている地域である。残りの1割について、今後農地利用について検討していく。

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

#### 農地等の貸付等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、現在はない。

#### 農地中間管理機構の活用方針

虫尾集落、白馬乗鞍集落は重点実施地区として、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

#### 鳥獣被害防止対策の取組方針

侵入防止柵の設置や地区猟友会への報告など捕獲体制の構築等に取り組む。

#### 災害対策への取組方針

降雨等に対する被害防止へ向けて、水路の維持管理や法面保護等を集落で取り組む。